

「L R T 整備効果検討部会」の設置について

1 検討に当たっての基本的な考え方

- ・ L R Tについては、県央地域における東西方向の公共交通の新たな基軸となるものであり、L R Tを中心とした利便性の高い公共交通ネットワークを構築することで、来訪者を含め、多くの人々が便利に円滑に移動できるようになるなど、その効果は宇都宮市・芳賀町のみならず、広く県内において波及するものである。
- ・ L R Tの整備効果については、所要時間の短縮や交通費用の減少など、貨幣換算可能な効果のほか、沿線地域の活性化や定住人口の増加、地域における雇用の促進など、貨幣換算が困難である様々なまちづくりなどの効果が見込まれる。
- ・ これらの効果については、L R T開業前においても動向の変化が見られるものや、開業後発現が見込まれるもの、更には経年的に変化していくものがあることから、継続的に把握し、評価を行っていく必要がある。
- ・ また、その内容については、適宜、市民・町民等に分かりやすく示し、事業に対するより一層の理解を深めていく必要がある。
- ・ このようなことから、L R Tの様々な効果の把握や、適切な評価のための調査・検証等を行うため、有識者、行政等で構成する検討組織を設置し、効果に係る様々な検討を行っていきたいと考えており、また、その取組については、多様な分野に波及することが想定されることから、検討状況に応じて組織の拡充を図るなど、継続的に実施していきたいと考えている。

2 設置目的

L R Tについては、多岐にわたる様々なまちづくりなどの効果が見込まれ、それらの効果の把握や、適切な評価のための調査・検証等を継続的に行うとともに、適宜、その内容を市民・町民等に分かりやすく示し、事業に対するより一層の理解を深めるため、「芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会」の専門部会として、「L R T整備効果検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

3 検討内容

- ・ L R Tの整備効果の把握に関する事項
- ・ L R T開業前後の変化の検証に関する事項
- ・ L R T開業後の整備効果の継続的な調査・検証に関する事項 など

4 検討組織

別紙 1 「L R T整備効果検討部会設置要綱」参照

5 検討の手順

別紙 2 「L R Tの整備効果に係る検討手順について」参照

※ L R T事業に係る検討体制は**参考資料**参照

L R T 整備効果検討部会設置要綱

(設置)

第1条 芳賀・宇都宮基幹公共交通検討委員会（以下「委員会」という。）設置要綱第9条に基づき、L R T 整備効果検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) L R T の整備効果の把握に関する事項
- (2) L R T 開業前後の変化の検証に関する事項
- (3) L R T 開業後の整備効果の継続的な調査・検証に関する事項
- (4) その他、部会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 部会は、別表第1に掲げる委員で組織することとし、市長が委嘱する。

- 2 有識者委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとする。
- 3 行政委員の任期は、委嘱の日から検討終了の会議の日までとし、委嘱されたときにおける当該職又は身分を失ったときは、その職を失う。
- 4 欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に、部会長1人を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 部会長に事故があるとき、又はやむを得ず欠席するときは、部会長があらかじめ指名したものがその職務を代理する。

(行政アドバイザー)

第5条 部会に、別表第2に掲げる行政アドバイザーを置く。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて、部会長がこれを招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、宇都宮市建設部L R T 企画課、L R T 整備課及び芳賀町建設産業部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月29日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	氏名	役職等
有識者委員	長田 哲平	宇都宮大学准教授
	大沢 昌玄	日本大学教授
行政委員	鎌田 秀一	宇都宮市副市長
	古谷 一良	芳賀町副町長

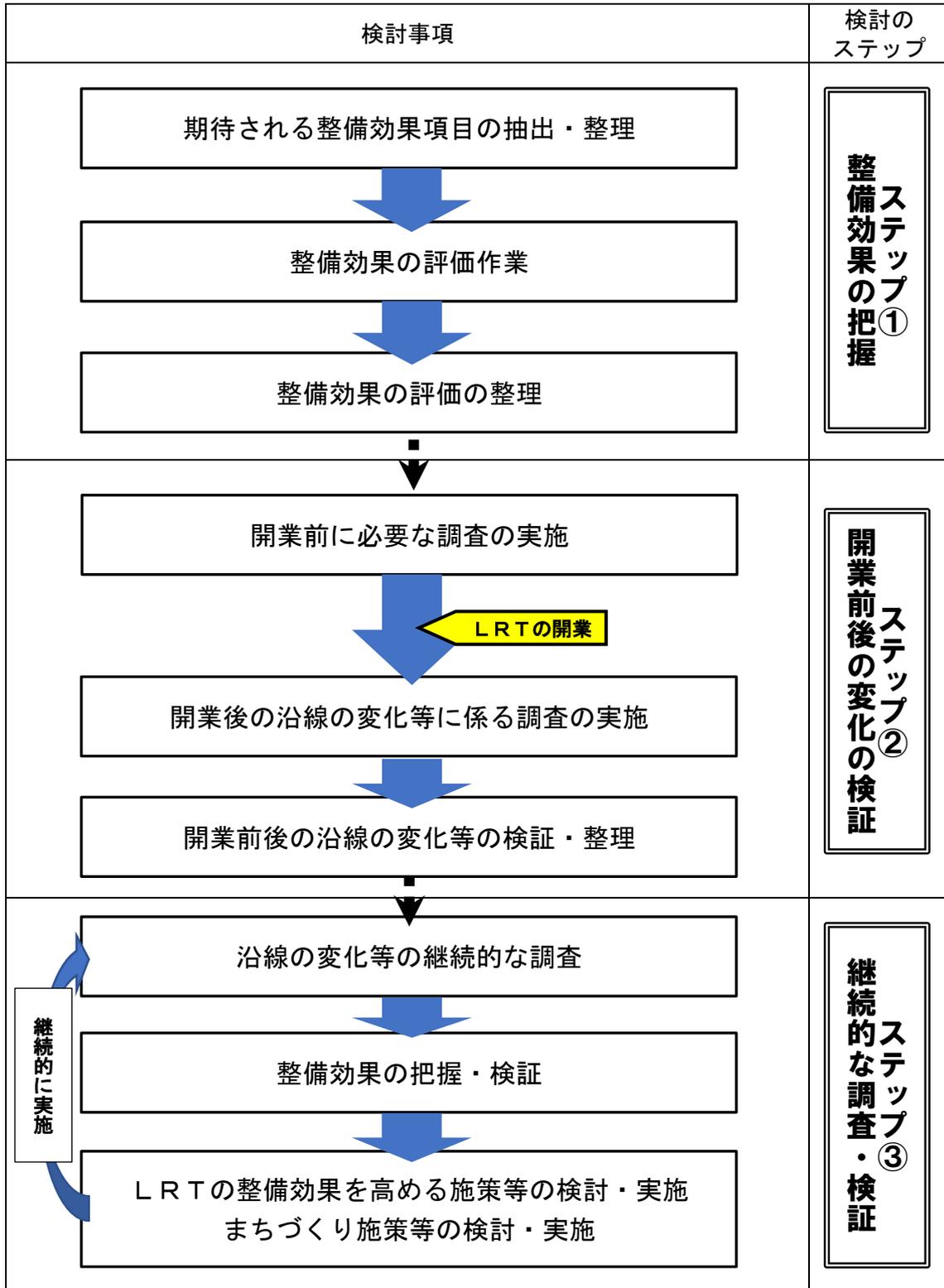
別表第2（第5条関係）

行政アドバイザー	栃木県 県土整備部 交通政策課長
----------	------------------

L R Tの整備効果に係る検討手順について

- ・ 効果の検討にあたっては、まず、優先整備区間である「駅東側」における効果の把握等に取り組む。
- ・ 「駅西側」においても、同様の手順で効果の把握等に取り組む。

【検討手順】



※ 検討状況等に応じ、適宜部会を開催

○ LRT事業に係る検討体制

